

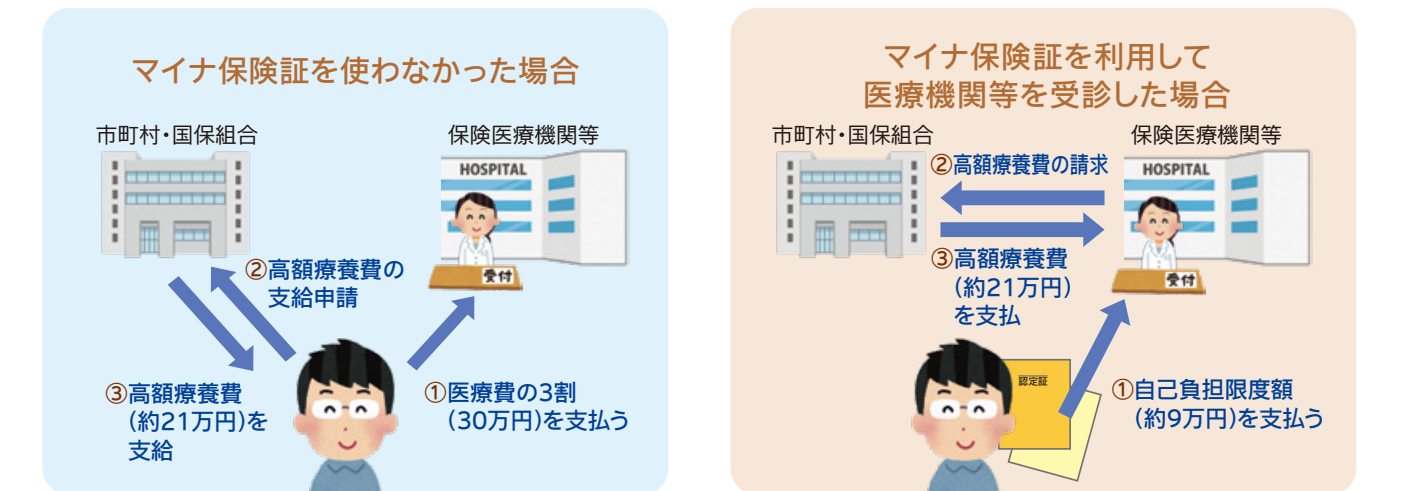
マイナ保険証のメリット

外来・入院とも、マイナ保険証を利用すると医療機関等での支払いは限度額までとなり、原則「限度額適用認定証」等の提示は不要になります。

マイナ保険証を利用しないで医療機関等を受診する場合や、91日以上長期入院該当の方は、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請が必要です。

保険料（税）を滞納していると交付されない場合があります。

(例)医療費が100万円(一部負担金30万円)、自己負担限度額の区分が前ページ「70歳未満の方」の「ウ」の場合



第三者行為(交通事故など)で資格確認書等を使うときは届出を

交通事故など、第三者(自分以外の人)行為によるけが・病気の治療費は、本来加害者が負担することになります。ただし、国保を使って治療を受けた場合は、国保で医療費を一時的に立て替え、その費用を第三者に請求します。第三者によるけが等で資格確認書やマイナ保険証を使ったときは、必ず、市町村の国保担当窓口で届出を行ってください。



〈手続きに必要なもの※〉

- 国保の資格確認書
- 交通事故の場合は交通事故証明書
(人身事故のものなど)
- 本人確認できるもの
(マイナンバーカードや免許証など)
- マイナンバー(個人番号)が確認できるもの
(※一部市町村により異なる場合があります)

示談をする前に市町村にご相談ください

国保を使って治療を受けている間に加害者との間で示談が成立した場合、その後の治療は国保を使えない場合があります。必ず示談をする前に市町村にご相談ください。



新潟県・市町村国民健康保険

お問い合わせは、お住まいの市町村の国保担当窓口へ

このチラシの内容は、令和7年6月1日現在の情報で作成しています。

国民健康保険資格確認書の更新について

現在お持ちの保険証（資格確認書）は7月31日に有効期限を迎えます。

8月1日からは同封の資格確認書をお使いください。

	国民健康保険資格確認書送付のご案内
世帯主住所氏名	資格確認書を送付いたします。 記載事項をご確認のうえ、ご使用ください。
	新 潟 県 国 民 健 康 保 険 資 格 確 認 書 有効期限 令和 8 年 7 月 31 日 記号 国保 番号 123456 枝番01 氏 名 国保 太郎 性別 男 生 年 月 日 平成 年 月 日 適用開始年月日 平成 年 月 日 交 付 年 月 日 令和 年 月 日 住 所 新潟県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 世帯主名 国保 次郎 保険者番号 150000 交付者名 〇〇市
国保太郎様分	
お問い合わせ先 950-0000 新潟県〇〇市〇〇〇〇〇 1-2-3 〇〇市役所〇〇課〇〇係 電話 000-000-0000(内線:000)	折ったり、丸めたりしないで大切に扱ってください。 家族で届かない方がいた場合や、ご不明な点は、左記へお問い合わせください。

今回お送りした資格確認書に関するお問い合わせは、こちらにご連絡ください。

○資格確認書は、国民健康保険に加入しているご家族のうち、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方に個人ごとに発行しています。記載されている氏名、生年月日、住所などに誤りがないか確認してください。

※マイナ保険証をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ」を別途発行しています。

○今回お送りした資格確認書の有効期限は、カード上部に記載された通りです。

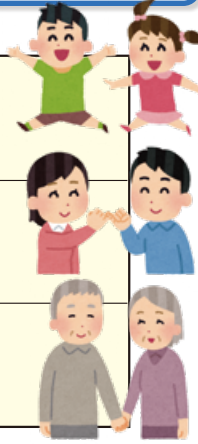
○有効期限が切れた資格確認書は、8月1日以降にご自身で裁断の上、破棄いただくか、市町村の国保担当窓口へ返却ください(有効期限前に処分しないようご注意ください)。

○以下に該当される方は、有効期限が切れる前に市町村から新しい資格確認書をお送りします。

対象者	有効期限	説 明
来年7月31日までに 75歳 になる方	75歳の誕生日の 前日まで	75歳の誕生日から「後期高齢者医療制度」へ加入します。負担割合が記載された資格確認書をお送りします。
来年7月31日までに 70歳 になる方	70歳の誕生月の 末日まで (1日生まれの方は前月末日まで)	70歳の誕生日の翌月から(1日生まれの人はその月から)使用する、負担割合が記載された新しい資格確認書兼高齢受給者証をお送りします。



医療費の自己負担割合について

義務教育就学前	「2割」	
義務教育就学～69歳	「3割」	
70歳～74歳	「2割」または「3割※」 (現役並み所得者)	

※現役並み所得者…同一世帯の中に、一定以上の所得(住民税課税所得 145 万円以上)がある 70 歳～74 歳までの国保被保険者がいる人。ただし、該当者の収入の合計が単身で 383 万円未満、2 人以上で 520 万円未満の場合は、申請等により負担割合が軽減されます。

他の健康保険に加入している方の 資格確認書が届いていませんか？

- ・既に職場の健康保険に加入されている場合は、国保を脱退する手続きが必要です。**(職場では国保の脱退手続きは行いません)**
- ・職場の健康保険への加入日以降は、今回お送りした資格確認書に記載の有効期限に関わらず、国保の資格確認書は使用できません。誤って使うと医療費を国保に返還していただく場合がありますので、市町村の国保担当窓口で届出を行ってください。

〈国保の脱退手続きに必要なもの〉

- 国保の資格確認書
- 資格確認書など他の健康保険に加入したことを証明するもの
- 本人確認できるもの(マイナンバーカードや免許証など)
- マイナンバー(個人番号)が確認できるもの
- (※一部市町村により異なる場合があります)



修学のために市町村外に引っ越す場合は…



大学や専門学校などでの修学のために市町村外に住む学生は、特例により親元の市町村国保の資格を継続することができます。転出届の際、学生証または在学証明書をお持ちの上、市町村の国保担当窓口で届出を行ってください。

また、卒業・中退や学校変更をした場合などは、国保脱退となる場合がありますので、必ず届出を行ってください。

高額療養費制度について

病院などで診療を受け、かかった自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分は申請により高額療養費として支給されます。

●70歳未満の方の1か月の自己負担限度額

世帯の所得合計 (※1)		自己負担限度額(月額)	
		3回目まで	4回目以降 (※3)
ア	901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	600万円超～901万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	210万円超～600万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	
オ	住民税非課税世帯 (※2)	35,400円	24,600円

●70歳～74歳の方の1か月の自己負担限度額 < >の金額は、過去12か月間の高額療養費の支給が4回目以降の時の限度額です。

所得区分			自己負担限度額(月額)	
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み	Ⅲ	課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <140,100円>	
	Ⅱ	課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <93,000円>	
	Ⅰ	課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円>	
一般		一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 <44,400円>
低所得者	Ⅱ	住民税非課税世帯(※2)	8,000円	24,600円
	Ⅰ	住民税非課税世帯(所得が一定以下)(※4)		15,000円

(※1) 世帯の所得合計…前年の被保険者全員の、受診月の前年(1月～7月の間は前々年)の所得(基礎控除後)の合計額です。

(※2) 住民税非課税世帯…世帯主(国保に加入していない場合も含む)と世帯の被保険者全員が、住民税が非課税である世帯です。

(※3) 4回目以降…過去12か月間の高額療養費の支給が4回目以降の時の限度額です。

(※4) 所得が一定以下…世帯の各所得が必要経費及び控除を差し引いたときに0円となる場合です。

ポリファーマシー※を回避しましょう

- ・日頃から、かかりつけの医師や薬剤師を持って、薬の重複がないか、飲み合わせの悪い薬が出ていないかなどをチェックしてもらいましょう。
- ・自分の処方されている薬が分かるように、お薬手帳を1冊にまとめておき、受診の際に必ず持参しましょう。
- ・マイナンバーカードで受診し本人が同意すれば、特定健診情報や過去の薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

※多くの薬を服用しているために、飲み合わせ等により副作用を起こすリスクが高まる状態をいいます。単に服用する薬の数が多いことではありません。

